## 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		称	特定教育・保育施設等に対する業務管理体制の整備等 に関する検査
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名			子ども・子育て支援法
条  項			第56条
所 管 課			子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 (電話:048-829-1883)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の 場合は、 その理由)	「子ども・子育て支援法」、「さいたま市特定教育・保育施設等の設置者に係る業務管理体制検査実施要綱」及び内閣府・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について」に基づき、特定教育・保育施設等の設置者及び事業者に対し、法令等の自主的な遵守を図ることを目的とした業務管理体制の整備及び実施に関する検査を実施する。	
	備  考		